

第26回 2023年
まちづくり・都市デザイン競技
応募要領

対象地区 茨城県土浦市「土浦駅前通り周辺地区」

テーマ 歴史が息づき 人々が集う、
魅力ある湖畔の都市（まち）づくり

主催 （公財）都市づくりパブリックデザインセンター

後援 国土交通省、土浦市

1. 趣旨

これからのまちづくりにおいては、そこに生活し活動していることの豊かさが実感でき、誇りのもてる優れた景観を備えた環境整備が重要になっています。

現在の活動にふさわしい新たな都市景観の形成には、まちの歴史や環境に配慮しながら、その都市固有の品格を備え洗練された表現と演出が求められ、その魅力が都市に活力を呼び戻し、新たな賑わいを伴って、まち全体が活性化していくことが期待されています。

こうしたまちづくりの課題を踏まえ、本「まちづくり・都市デザイン競技」は、地域にふさわしい整備構想とまちのデザインについての提案を広く一般から募り、まちづくりに対する国民の関心を高めるとともに、活力ある美しい景観を備えたまちづくりの実現に寄与することを目的として、平成10年度より毎年実施しており、今年度で第26回目を数えます。

2. 対象地区

茨城県土浦市は、東に日本第二の湖面積を有する霞ヶ浦、西に筑波山麓を臨む、水と緑に恵まれた歴史と伝統のある茨城県南部の中核都市です。位置は、東京から60km圏内、茨城空港から約20km、成田国際空港から約40kmであり、筑波研究学園都市に隣接するなど、地理的条件に恵まれています。

また、市南西から北東に向かって、常磐自動車道、国道6号及びJR常磐線の基幹的な交通網が並行して整備され

ており、市内には、常磐自動車道土浦北IC及び桜土浦IC並びにJR土浦駅、荒川沖駅及び神立駅が整備されています。

JR土浦駅周辺の中心市街地地区は、市庁舎の駅前移転や再開発事業による新図書館・市民ギャラリーの整備等、駅前への都市機能の集約が進み、また、ナショナルサイクルルートに指定されたつくば霞ヶ浦りんりんロードの結節点という立地を活かしたサイクリング拠点施設の整備等により、歩行者交通量や観光施設利用者数の増加が見られます。

今回の対象となる地区は、中心市街地活性化基本計画において、JR土浦駅前及び霞ヶ浦沿岸と土浦城址である亀城公園との回遊軸に位置付けられている地区であり、居住人口や交流人口の増加を図る「土浦駅前通り周辺地区」（約20.6ha）とします。

3. 中心市街地地区におけるまちづくり

JR土浦駅前及び霞ヶ浦沿岸では、中心市街地活性化基本計画の第一期計画期間（平成26年度～平成30年度）において、駅前の都市機能整備やサイクリング拠点整備が進み、さらに、現在の第二期計画期間（平成31年度～令和5年度）においては、JR土浦駅ビルのリニューアルや駅周辺の大規模マンション建築などにより、コロナ禍による影響はあったものの、一定のにぎわい創出が見られました。

そのような中、本年6月、茨城県ではつくばエクスプレス（TX）の県内延伸の方面を土浦方面とし、JR常磐線と接続する駅は土浦駅として、土浦延伸の実現に向けた検討を進めることを決定したことを受け、本市においてもまちづくりに対する機運が非常に高まっています。また、7月には、令和3年度から策定に取り組んできた文化財保存活用地域計画が文化庁から認定を受け、あわせて本年度中の国土交通省認定を目指して歴史的風致維持向上計画の策定に取り組んでいることから、時機を逃さず駅周辺のにぎわいを中心市街地全体に波及させるため、土浦城址とその城下町の歴史資源を活かしつつ、回遊軸における魅力ある都市空間の形成が必要となっています。

4. 土浦駅前通り周辺地区内での新しい動き

現在対象地区においては、以下のような新しい動き（いずれも検討中）が予定されています。

なお、本年度末の認定を目指し、現在、第三期中心市街地活性化基本計画の策定に取り組んでいます。

(1) 中心市街地まちなか再生事業

都市機能が集積した JR 土浦駅周辺と歴史的まちなかが維持されている 亀城公園周辺地区の中間に位置する中央一丁目地区において、暮らしやすい集約型都市構造への転換のため、商業施設等の民間活力の導入とともに、子育て支援施設や交流拠点施設等の公共施設の導入について検討をしており、地元勉強会や中高生ワークショップなど機運醸成を図るとともに、地区整備方針・基本構想の検討を進めています。

(2) 川口ショッピングモール歩行空間再構築事業

川口ショッピングモールは、土浦高架道の整備に合わせて建設された 3 階建ての商業ビル「ザ・モール 505」に面している高架道下の歩行空間となっており、昭和 60 年に整備されました。延長は 470m、面積は 1.2ha あり、完成後は多くの人でにぎわっていましたが、現在は建設から 38 年が経過していることもあり、施設の老朽化が進むほか、「ザ・モール 505」の物販店舗なども少なくなり、にぎわいが感じられなくなっています。

このようなことから、川口ショッピングモールの歩行空間再整備構想の検討を予定しています。

(3) 歴史を活用したまちづくり

当市は、江戸時代に土浦城を中心に城下町が整備されたことを礎に、水戸街道や霞ヶ浦を利用する水陸交通の要地であったことから、商都として発展するとともに、明治時代には旧土浦城本丸が土浦県庁、新治県庁として利用されるなど、行政の中心地としても発展してきました。

土浦城址は、「土浦城跡及び櫓門」として県史跡に指定され、櫓門は、本丸にある櫓門として関東地方唯一の遺構であるとともに、亀城公園として市民の憩いの場となっており、その周辺には歴史的な建

造物が集積するなど、土浦城址とその周辺の地区は、当市の象徴的な存在となっています。

本市ではこれまで、土浦城址における遺構の修繕や復元、城址北隣に歴史・民俗などの資料を調査・収集・保存・展示するための市立博物館の整備、江戸時代に建築された商家建築物であるまちかど蔵「大徳」「野村」の観光・文化拠点としての改修など、歴史的資源の保存・活用を図るとともに、点にする歴史的資源を結ぶ道路を「歴史の小径」として修景整備するなど、土浦城址とその周辺地区を活かしたまちづくりに取り組んできました。

現在は本年度中の計画認定を目指して歴史的風致維持向上計画の策定に取り組んでおり、今後は本計画に基づき、土浦城址とその周辺における歴史的風致の維持及び向上への取組を予定しています。

5. 土浦駅前通り周辺地区外での新しい動き

対象地区の周辺においては、以下の新しい動き（いずれも検討中）が予定されています。

(1) 土浦港周辺広域交流拠点民間事業者誘導事業

土浦港周辺の市有地（約 5.1ha）を公共と民間の連携により、水辺空間として市民に広く開放するとともに、観光客の訪れる魅力ある空間を整備するため、平成 29 年度に「土浦港周辺広域交流拠点基本計画」を策定しました。

計画では市有地をゾーン分けし、ゾーンごとに段階整備を行うとしたことから、民間参入が早期に実現されるよう集客を促す施設として、平成 30 年度にサイクリスト向けの機能を備えた「りんりんポート土浦」を市が先行整備し、着実に土浦港周辺地区の来訪者が増加しています。

今後、より一層の交流人口増加を図り、中心市街地の活性化を目指すため、市有地の残りのエリアへの民間誘導を進める予定です。

(2) TX の土浦延伸

TX の土浦延伸構想の具体化に向けて、県と連携を密にしながら検討を進めていきます。

また、2050年カーボンニュートラル実現の政府目標等も踏まえ、鉄道の利用を促進するためのまちづくりの方策等についても検討を進めていく予定です。

6. 募集内容

当市は、中心市街地活性化基本計画において、地区の特性に応じたゾーニングにより土地利用方針を設定し、中心市街地の活性化に取り組んでいます。これまでJR土浦駅周辺の「輝・にぎわいゾーン」においては一定のにぎわいが創出されているものの、亀城公園周辺の「趣・おもてなしゾーン」への波及が課題となっています。

本競技では、茨城県のTX延伸構想及びカーボンニュートラルに係る政府目標等を踏まえた2050年を見据え、(1)将来像や都市デザインのコンセプトについて、(2)(1)の将来像・都市デザインのコンセプトを実現するための機能の整備・活用のアイデア、都市のデザイン、整備手法について、提案を求めます。

なお、当競技の提案は、土浦駅前通り周辺地区整備に向けた検討及びまちづくりの推進に活用していきたいと考えています。

※対象地区外である、土浦駅西口駅前広場及び再開発ビル（ウララ、アルカス土浦）、並びに霞ヶ浦の水辺については、新たな整備等のアイデアを求めるものではありません。地区の特徴等を検討する際に考慮するものとしてください。

(1) 対象地区全体の将来像や都市デザインのコンセプト、整備イメージ

第二期中心市街地活性化基本計画及び本年度策定を進めている第三期中心市街地活性化基本計画案を参考にしながら、同計画において回遊軸に位置付けられている対象地区全体が中心市街地において果たす役割や将来像、対象地区全体のまちづくりを進めていく上での都市デザインのコンセプト、整備のイメージを提案してください。

(2) 対象地区に必要と考えられる機能の整備・活用のアイデア及び整備手法と回遊性の向上

(1)で提案する、対象地区の将来像、都市デザインのコンセプト、整備イメージを踏まえ、対象地区に必要と考えられる具体的な機能について、マネジメントの観点も考慮しつつ、整備・活用のアイデア、都市デザイン、整備手法を提案してください。

なお、提案においては、JR土浦駅周辺やつくば霞ヶ浦りんりんロードへの来街者を対象地区に誘導し、対象地区内のにぎわい創出につなげていく、回遊性の向上のためのコンセプトが重要であると考えていることから、以下の3点の観点を考慮してください。

- ① 多様なユーザーの居心地の良さに着目した公共空間デザイン
- ② 歩行者を中心とした公共空間の創出
- ③ そこにとどまりたくないような開かれた空間デザイン

7. 関係資料の提供

本「応募要領」の他に、図面や参考資料を用意しています。事務局HPよりダウンロードしてご利用ください。

(<https://www.udc.or.jp/>)

(1) 参考図面 (1/6,000)

- ・図1 対象地区の位置図
- ・図2 対象地区図（別紙現地写真含む）
- ・図3 対象地区の用途地域図
- ・図4 実施中・検討中の事業及び主要施設分布図

(2) 白地図 (1/6,000)

PDF形式/JPEG形式 各1枚

※白地図の使用にあたっては、下記のとおりとします。

- ・目的外の使用はしないこと。
- ・目的外でデータの複製又は二次利用をしないこと。
- ・作成精度を理解したうえで使用すること。

(3) 参考資料

土浦市の行政計画、各種施策、地図情報等は土浦市HPに掲載されています。

(<https://www.city.tsuchiura.lg.jp/>)

「第9次土浦市総合計画」(令和4年3月)

「土浦市都市計画マスタープラン」
 (令和 4 年 3 月)
 「土浦市立地適正化計画」(平成 26 年 3 月)
 「第二期土浦市中心市街地活性化基本計画」
 (平成 26 年 4 月)
 「土浦市景観計画」(平成 23 年 10 月)
 「都市再生整備計画 土浦市中心市街地地区」
 (平成 31 年 2 月)
 「第 2 次土浦市観光基本計画」(平成 31 年 3 月)
 「土浦市文化財保存活用地域計画」
 (令和 5 年 7 月) ※11 月に HP 掲載予定
 「土浦港周辺広域交流拠点基本計画」
 (平成 29 年 6 月)
 「土浦市自転車のまちづくり構想」
 (令和 2 年 2 月)
 「第三期土浦市環境基本計画」(令和 4 年 3 月)
 「第三期土浦市中心市街地活性化基本計画案」
 (策定中)

(https://www.city.tsuchiura.lg.jp/jgcms/admin74892/data/doc/1695255861_doc_217_0.pdf)

「土浦市歴史的風致維持向上計画案」(策定中)

(表紙～第 1 章

https://www.city.tsuchiura.lg.jp/jgcms/admin74892/data/doc/1695280935_doc_217_0.pdf)

(第 2 章

https://www.city.tsuchiura.lg.jp/jgcms/admin74892/data/doc/1695280953_doc_217_0.pdf)

(第 3 章～第 8 章

https://www.city.tsuchiura.lg.jp/jgcms/admin74892/data/doc/1695280958_doc_217_0.pdf)

8. 応募図書

(1) パネル (A2 ボードに貼り付けたもの 2 枚)

5mm 厚程度の A2 判ボード(420mm×594mm 額縁なし、2 枚)に次のものを表現してください。なお、パネルの読みやすさに配慮し、文字サイズはなるべく大きく、文章の量が多くなりすぎることのな

いよう、留意してください。

(ア) 対象地区の整備構想

- ・地区の整備目標、コンセプト、方針
- ・縮尺 1/1,000～1/5,000 程度(目安)
- ・土地利用、基盤施設、施設配置

※ただし、対象地区全域を限なくデザインする必要はありません。

(イ) 主要な提案空間のデザインイメージ

- ・イメージパース、平面・断面図、模式図等を用いビジュアルな表現をすること

(ウ) 実現化方策

- ・機能導入、維持管理、運営や市街地整備推進の考え方や事業手法

登録番号の表記について

パネルの右上に、必ず登録番号を表記してください。詳しい表記の方法は、登録番号の交付とあわせて送付する注意事項を確認してください。

(2) パネルデータ (PDF)

(1) パネル 2 枚の PDF データをメール添付にて

送付してください。CD、DVD 等のメディアでの提出は受け付けませんので、ご留意ください。データにおいても、パネル右上に、必ず登録番号を表記してください。なお、受賞作品は後日 JPEG データのご提出をお願いする場合があります。

- ・パネル 1 枚を 1 データにしてください。(2 枚まとめて 1 データにしないでください。)

- ・1 枚あたり 8MB 以下にしてください。

- ・応募登録時に交付される登録番号をファイル名の先頭に使用してください。

例：〇〇-①.pdf、〇〇-②.pdf

(3) 著作者証 (PDF)

事務局 HP より様式をダウンロードし、所定事項をご記入の上、PDF にしたものをメール添付にて送付してください。

9. 応募資格

- ・応募資格は一切問いませんが、日本国内に連絡先がある方に限ります。
- ・応募図書、応募登録、質疑等の文章は日本語によるものとします。

10. 応募作品等の取り扱い

- ・応募内容は、未発表のものに限ります。
- ・主催者は、応募者の氏名、応募作品名及び審査結果を課題地の自治体に通知します。
- ・該当自治体が、対象地区の構想実現を応募作品に基づき進める意向のある場合、応募者に対して計画策定業務への参加等について協議するものとします。
- ・応募作品の著作権は、応募者に帰属しますが、主催者は当競技の趣旨の範囲内で、公表等に当たって、応募作品を自由に使うことができます。なお、応募作品は返却しません。

11. スケジュール

(1) 応募登録期間

2023年10月2日(月)～2024年2月20日(火)

(2) 現地説明会

2023年11月6日(月) 14:00～15:00

申込締切：2023年10月30日(月)

(3) 質疑受付期間

2023年11月6日(月)～11月13日(月)

応募登録締切：2023年10月30日(月)

(4) 質疑応答書掲載

2023年12月4日(月)頃

(5) 応募図書提出締切

2024年3月5日(火) 17時必着

パネル・パネルデータ・著作者証すべて。

(その後に、提案内容等について、個別に確認させていただく場合があります。)

(6) 表彰

2024年6月(まちづくり月間期間内)

12. 応募登録・登録料振込

- ・登録は事務局 HP の登録申込フォームに所定事項を記入・送信の上、指定の銀行口座へ登録料 5,000 円をお振り込みください。クレジットカードによるお支払いも可能です。
- ・入金確認後、登録番号の付与をもって登録手続きの完了といたします。領収書は発行しません。振込時の明細書等で代用してください。なお、登録料は、理由の如何を問わず返金しません。
- ・登録番号は、登録通知書をメールで交付します。この登録番号は応募図書の提出にあたり必要となりますので、各人で記録・保存してください。交付には数日かかりま
すので、スケジュールに余裕を持って登録手続きを行
ってください。
- ・グループで応募する場合は、代表者の方が登録を行ってください。登録手続き完了後に、代表者を変更する場合には、応募登録者専用ページ(詳細は 12.を参照)内にある代表者変更フォームにご記入の上、送信してください。同フォームは、2024年2月6日(火)頃に開設します。
- ・「奨励賞」は、「代表者及び共同提案者の全員が30歳未満」の若手を対象としています。登録の際には、ご検討ください。

13. 応募登録者専用ページの開設

- ・応募登録者のみ閲覧できる、応募登録者専用ページを事務局 HP に開設します。質疑応答書や現地説明会資料等、登録者に限り閲覧・ダウンロード可能な資料は、随時同ページに掲載します。
- ・同ページにログインするための ID・パスワードは、登録番号の交付とあわせてお知らせします。各人にて記録・保存してください。
- ・ID・パスワードは、応募登録者と一緒に作品を提出するグループのメンバー以外には、共有しないでください。

14. 現地説明会

日時

2023年11月6日(月) 14:00~15:00

(受付開始 13:30、説明会後現地を自由行動)

会場

土浦市役所本庁舎 3階 301・302 会議室

(〒300-8686 茨城県土浦市大和町 9-1)

- ・参加をご希望の方は、応募登録を完了後、2023年10月30日(月)までに、応募登録者専用ページの参加申込フォームに所定事項を記入・送信してください。申込には登録番号が必要ですので、事前に登録手続きを完了してください。
- ・交通費等は自己負担とします。

15. 質疑の提出方法と取扱い

- ・質疑を提出する方は、2023年10月30日(月)までに応募登録を完了してください。
- ・質疑は、文書(A4用紙、その他フォーマットは不問)によることとし、質疑受付期間内にメールで事務局に提出してください。
- ・電話、Fax等による問合せにはお答えできません。
- ・質疑応答書は、2023年12月4日(月)頃に応募登録者専用ページに掲載します。同ページにログインし、ダウンロードしてください。
- ・質疑応答書は、応募要領及び関係資料の補足事項として取り扱うものとします。

16. 審査委員会及び賞

(1) 審査委員会

委員長

西村 幸夫(國學院大學教授、東京大学名誉教授)

委員

石川 幹子

(中央大学研究開発機構 機構教授、東京大学名誉教授)

伊藤 香織(東京理科大学教授)

岸井 隆幸

((公財)都市づくりパブリックデザインセンター理事長、

(一財)計量計画研究所代表理事)

高見 公雄(法政大学教授)

筒井 祐治(国土交通省都市局市街地整備課長)

安藤 真理子(土浦市長)

(2) 賞

- ・国土交通大臣賞 1点(賞金50万円)
- ・まちづくり・都市デザイン競技審査委員会賞 1点(賞金12万円)
- ・(公財)都市づくりパブリックデザインセンター理事長賞 1点(賞金5万円)
- ・奨励賞 2点以内(賞金3万円(各1点につき))
※「代表者及び共同提案者の全員が30歳未満」の若手を対象
- ・土浦市長特別賞 1点(賞状及び記念品)

17. 失格

次の号に該当する場合は、失格となります。

- (1) 登録申込書、著作者証に虚偽の記載があった場合
- (2) 応募図書が期間内に提出されなかった場合
- (3) 審査に重大な影響を与えるような不正行為があった場合
- (4) その他、応募要領に対し大幅な違反があった場合

18. 都市計画 CPD ポイント

作品提出者は都市計画 CPD ポイント(20単位)を取得できます。CPD ポイントを取得希望の方は、事務局 HP の CPD 申請・受講証明書請求フォームよりお申込みください。なお、作品提出者が複数の場合には、それぞれの提出者が CPD ポイント(20単位)を取得できます。(1名の取得申請により、グループ全員分の受講証明書を発行します。)

19. 応募図書の提出先（事務局）

(1) パネル（A2 サイズ 2 枚）

事務局に提出してください。提出方法は、持参・郵送等問いません。

(2) パネルデータと著作者証（PDF）

事務局にメール添付にて送付してください。

メール件名には、登録番号を記載してください。

例：登録番号が 01 の場合は「01 パネル・著作者証送付」としてください。

本文には以下の 4 点を記載して、すべての PDF データを添付してください。

- ・登録番号
- ・応募登録代表者の氏名
- ・メール送付者の氏名
- ・メール送付者の電話番号

受信データサイズの制限はありません。送信時にデータサイズの制限がある場合は、メールを複数に分けて送付してください。

なお、メール受領後、事務局からデータ提出完了のメールは送信しません。提出に不備がある場合や、提案内容等について確認する必要がある場合のみ、ご連絡させていただきます。

提出先（事務局）

（公財）都市づくりパブリックデザインセンター

〒112-0013

東京都文京区音羽 2 丁目 2 番 2 号アベニュー音羽 206

TEL：03-6912-0799

E-mail：urbandesign_competition@udc.or.jp